

青森県飼養衛生管理指導等計画

令和3年10月1日
青森県公表
一部変更：令和4年9月30日

はじめに

- (1) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3では、農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その区分に応じ、家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定め、家畜の所有者は同基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行うことが義務付けられており、本計画は、法第12条の3の4に基づき定めるものである。
- (2) 本計画は、国が基本的な方向性等を定める飼養衛生管理指導等に即し、本県の実情に応じて実施する飼養衛生管理に係る指導等のうち、重点的に指導等を実施すべき事項等について定める。
- (3) 計画期間は、令和3年度から令和5年度とし、地域の指導状況に応じて見直すものとする。なお、計画の見直しにあたっては、地域の協議会を活用して大規模農場及び生産者団体の意見も踏まえた実効的な内容となるよう努める。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 青森県の畜産業の現状

近年、本県の畜産業は、国の傾向と同様に、高齢化、後継者不足等により小規模経営を中心に離農が進む一方、規模拡大が進んでいるが、依然として、小規模経営も多数を占めている。

(1) 家畜飼養の動向

ア 乳用牛

飼養戸数は年々減少し、令和2年は前年より12戸減少し、172戸となった。飼養頭数は、前年より微増の11,800頭となっており全国19位、1戸当たりの飼養頭数は、69頭（全国17位）で年々増加している。

イ 肉用牛

飼養戸数は年々減少し、令和2年は前年より3戸減少し、824戸となった。飼養頭数は、前年より微増の53,700頭で全国12位となっており、1戸当たりの飼養頭数は65頭（全国25位）で年々増加している。

ウ 豚

飼養戸数は年々減少し、県全体で令和元年は前年度より6戸減少し、73戸となった。飼養頭数は、前年より2.1%減の351,800頭で全国10位となっており、1戸当たりの飼養頭数は年々増加し、4,819頭で全国1位となっている。

エ 採卵鶏

飼養戸数はここ数年横ばいで推移し、令和元年は27戸、飼養羽数は、前年より5.2%増の7,943千羽となっており全国8位、1戸当たりの飼養羽数は、全国平均の約2.9倍

にあたる 192 千羽で全国 1 位となっている。

オ 肉用鶏

令和元年の飼養戸数は 64 戸、飼養羽数は、前年より 1.1%減の 6,943 千羽で全国 4 位となった。1 戸当たりの飼養羽数は、全国平均の 1.8 倍にあたる 108.5 千羽で全国 5 位となっている。

カ 馬

令和元年の飼養戸数は 34 戸、飼養頭数は 233 頭、令和 2 年は 36 戸 290 頭、軽種馬以外では令和元年 112 戸 1,395 頭、116 戸 1,845 頭。前年より増加している。

キ めん羊

令和元年の飼養頭数は 148 頭、令和 2 年 177 頭と増加。

ク 山羊

令和元年の飼養頭数は 111 頭、令和 2 年は 106 頭と減少。

ケ 蜜蜂

令和元年は 124 戸 5,826 群、令和 2 年は 123 戸 6,057 群と増加。

(2) 家畜保健衛生所

県内は東青地域、三八地域、中南及び西北地域、上北地域、下北地域の 6 つの地域に区分されており、青森、八戸、つがる、十和田、むつ家畜保健衛生所（以下「家保」という。）が設置されている。

(3) 畜産関係施設等

ア 家畜市場

青森県家畜市場においては、毎月、子牛市場、スモール市場及び成牛市場が開催され、県内外から購買者が訪れるほか、農用馬の市場も開催される。子牛の取引頭数は、年間約 1 万頭で横ばいから若干の減少傾向にある。また、県内では、十和田市の 1 か所で豚の市場が毎週 1 回開催されているほか、八戸市において競走馬市場が年 1 回開催され、県内外から上場され、取引されている。

イ と畜場

県内には豚専用のと畜場が 2 か所、牛、豚、馬、めん羊及び山羊のと畜場が 1 か所、牛専用と畜場が 1 か所、牛及び豚のと畜場が 1 か所、馬専用と畜場が 1 か所あり、牛や豚では県外からの搬入もある。令和元年度の肉豚の処理頭数は、県内の養豚場からの出荷頭数が約 68 万頭、県外からの搬入が約 42 万頭で年間約 110 万頭となっている。一方で、肉用牛の出荷頭数は約 29,500 頭で、県内出荷は 1 万 7 千頭、残り約 1 万 2 千頭は県外のと畜場に出荷されている。

ウ 食鳥処理場

大規模食鳥処理場は、6 か所（三沢市、十和田市、横浜町、五戸町、田子町、階上町）、認定小規模食鳥処理場は 4 か所あり、ブロイラーを年間約 5,700 万羽、成鶏を約 670 万羽処理している。

エ 飼料製造工場

八戸市には、全国有数の飼料穀物コンビナートが設置され、併設された飼料製造会社（6社）から東北各県の畜産農場に24時間体制で飼料が供給されている。飼料供給コスト低減の利点から本県の養豚、養鶏産業は、県南地域で農場戸数が多く、企業系農場による飼養規模の大規模化へと進展している。

（4）家畜衛生上の課題

飼料製造工場の立地や夏季の冷涼な気候により、豚や肉用鶏において大規模な企業系農場が多いことから、万が一、家畜伝染病が発生すると防疫措置対象の頭羽数が大きく、地域経済的に与える影響が甚大となる。依然として多く存在する小規模経営においては、疾病発生予防の認識不足、限られた労働力及び経済力等の理由で、飼養衛生管理基準の遵守が不十分な事例がある。

また、大規模農場では、飼養頭羽数の増加に伴い、複数の衛生管理区域で飼養を行う事例や企業系列の農場が一定地域に密集して存在する地域があるため、このような地域で家畜伝染病が発生した場合には、疫学関連の確認が煩雑になるほか、移動・搬出制限区域の設定が地域経済に与える影響がさらに大きくなる。

一方で、家畜共済獣医師が不在であるほか、県西部の津軽地域では家畜を診療する獣医師が不足し、その他の地域においても獣医師の高齢化により、獣医療提供の体制と農場への飼養管理指導體制の確保が課題となっている。

II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

（1）概要

牛のヨーネ病、牛伝染性リンパ腫及び豚丹毒の発生は年間を通して発生が確認されており、平成28年には高病原性鳥インフルエンザが2件発生した。ヨーネ病については、清浄化を推進するため県内全ての肉用繁殖牛の検査を2年ごとに実施し、摘発とう汰を進めている。牛伝染性リンパ腫は、年間60から70頭の発生があるため、牛舎内や放牧場での分離飼養の普及が課題となっている。

（2）飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るうえでの課題

大規模農場においては飼養衛生管理基準の遵守が進む一方、中小規模農場では高齢化や労働力不足から、飼養衛生管理基準の遵守が十分とはいえない状況である。

令和2年6月30日以降に新たに施行された飼養衛生管理基準の各畜種ごとの遵守状況については、下記のとおりである。

牛では令和3年3月31日時点での、消毒の実施記録や衛生管理区域からの退出者の手指消毒、車内における交差汚染防止対策の項目で低かった。

豚では、令和3年1月29日時点での、衛生管理区域専用の衣服、靴の設置や畜舎専用の衣服、靴の設置による交差汚染防止対策の項目において、大規模以外の農場で低かった。また、防鳥ネットの設置状況は、6月末現在までに大規模農場では100%に達した、大規模以外の22.6%が未設置であるため、指導が必要である。防護柵については、全体で76%の設置に留まっている。現在設置中の農場も含め速やかに設置するよう指導する必要がある。

家きんでは、令和2年11月30日現在、衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と交差汚染防止対策、車内における交差汚染防止対策、退場車両消毒の項目で低かった。一方、令和2年12月7日付け動物衛生課長通知による侵入防止のための7項目の点検を継続した結果、4月末時点で全農場が100%に達しており、令和3年度も指導を継続し維持させる。

牛飼養農場で遵守率が低い項目（令和3年3月31日現在）

項目	乳用牛飼養農場		肉用牛飼養農場	
	大規模	大規模以外	大規模	大規模以外
消毒の実施記録	33.3%	36.8%	46.2%	24.2%
退出者の手指消毒	100%	44.7%	15.4%	29.7%
車内マット等交差汚染防止	33.3%	13.2%	30.8%	15.6%

※乳用牛飼養農場 160 農場うち 41 農場、肉用牛飼養農場 866 農場うち 282 農場の結果

豚飼養農場で遵守率が低い項目（令和3年1月29日現在）

項目	遵守率	
	大規模	大規模以外
衛生管理区域専用衣服、靴設置、交差汚染防止	74.2%	28.6%
畜舎専用衣服、靴の設置、交差汚染防止	74.2%	37.5%
防鳥ネットの設置	51.6%	37.5%

家きん飼養農場で遵守率が低い項目（令和2年11月30日現在）

項目	採卵鶏		肉用鶏	
	大規模	大規模以外	大規模	大規模以外
衛生管理区域専用衣服、靴設置、交差汚染防止	69.2%	31.6%	65.8%	29.9%
車内マット等交差汚染防止対策	26.9%	23.1%	81.6%	59.8%
退出車両消毒	23.1%	47.4%	63.2%	64.4%

(3) 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーネ病について 肉用繁殖牛の清浄化を重点的に進めるために2年おき、乳用牛は5年おきに定期検査を実施している。平成23年から28年までは、25~40頭の患畜の摘発があった。平成29年からは年に数頭の発生となっている。令和元年には県外 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生農場においては、県の検査方針により飼養牛の全頭検査を実施し、地域の清浄化に取り組んでいる。しかし、近年、県外導入牛の摘発を契機に農場にまん延する事例があり、導入牛の検査を徹底する等の侵入防止対策の推進が課題である。また、母子分離飼育による農場内の

	<p>導入の肉用牛で、令和3年は、乳用牛で患畜の摘発があった。また、排菌量の多い患畜を摘発した際には、農場内で継続して患畜が確認される事例が散見された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛伝染性リンパ腫について 肉用牛での発生が多くを占め、平成29年から、年間60頭から70頭の発生がある。 令和元年次はと畜場で30頭(43%)、農場で40頭(57%)、令和2年次はと畜場で36頭(53%)、農場で32頭(47%)の発生がほぼ同程度の発生頻度である。 ・牛伝染性下痢について 県内での届出はないが、他県への移動時の検査においてP I牛が報告されており、生産農場調査を実施している。 	<p>まん延防止対策の普及が必要である。</p> <p>導入牛の隔離期間中の摘発、大規模農場での発生など今後の検査体制の検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛においては、多くの農場が夏季に公共放牧場を利用しているが、感染防止対策のため放牧場から農場までの全ての段階での分離飼養が必要となるが飼養場所の確保、作業負担の増加のため継続困難である。 ・地域によっては、抗体陽性率が高く清浄化対策に消極的である。 ・P I牛の摘発や淘汰の必要性に対する理解醸成が進まず、BVDの本県の浸潤状況は低いものの丁寧な指導が必要である。
水牛	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	<p>特になし</p>
めん羊・山羊	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	<p>特になし</p>
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱について 本県での発生はないが、令和3年6月15日に、宮城県での野生いのししにおける豚熱感染事例を受け、ワクチン接種推奨地域に設定された。7月30日からワクチン接種を開始し、11月に初回接種を完了、以降も継続接種する。 ・豚流行性下痢について 平成26年に202頭の発生が確認され、27年には15頭、28年は19頭の発生があったが以降の新規発生農場はない。非発生農場に復帰していない農場が1戸あり、指導を継続している。 ・豚丹毒について 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業系大規模農場の飼養規模が5万頭以上であるほか、平均飼養頭数は4,800頭と全国第1位であることから、家畜伝染病の発生時には、防疫資材及び人員確保が課題となるため事前の防疫計画が重要となる。 ・平成30年の国内での豚熱発生を契機に、農場の衛生意識は向上しているが、小規模農場では、限られた労働力から飼養衛生管理基準の遵守の取組が徹底されず、柵の設置については76%に留まる。廃業予定農場について、豚の飼養がなくなるまで指導を継続する必要がある。 ・近年、新規発生農場がないが、サーベイランスの結果では、抗体の動きが見られる農場もあるため継続した監視が必要。

	近年では全てと畜場発生となっており、甚急型・急性型の農場発生はない。	
鶏	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザについて 平成 28 年にあひるにおいて 2 件発生し、以降の発生はない。 ・鶏伝染性気管支炎について 散発的な発生が確認されている。令和 3 年にブロイラーで発生があった。 ・鳥アデノウイルス感染症について ブロイラーで数年毎に散発している。 ・平成 25 年に 1 件ロイコチトゾーンの発生、平成 29 年に 2 件鶏痘の発生があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業系農場が多く、飼養衛生レベルは比較的高水準で保たれているが、毎年、遵守状況を確認する必要がある。 ・飼養規模 160 万羽の採卵鶏農場等では、鶏舎構造が多様であるなど防疫上の課題がある。 ・I B ウイルスの抗原性が多様であり、ワクチンの選択に課題がある。 ・AAV は、数年に一度流行しブロイラー雛で被害をもたらしている。血清型により事故率に大きく影響する。
うずら	・特になし	特になし
馬	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年に馬鼻肺炎ウイルスによる流産の発生が 1 件あった。 ・毎年、流産事例が散発しているが馬鼻肺炎ウイルスによるものではない。原因不明となることが多く、細菌性、臍帯捻転など数例が原因究明されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・馬鼻肺炎の発生が確認された場合には、同居馬の検査実施とともに当該農場の馬の移動の自粛を軽種馬防疫対策委員会が要請することとなっており、この間に種付けの予定がある場合には農場の経営上の負担は大きく、風評的な被害も生じる。 ・肥育素馬の輸入が年に数回あり、着地検査により健康状態、農場の飼養衛生管理状況確認をしている。

(4) 各主体における役割

ア 家畜の所有者等

法第 2 条の 2 において家畜の所有者等は、「その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾病の発生を予防し、当該家畜に起因する家畜の伝染性疾病のまん延を防止することについて第一義的責任を有している」と規定されていることから、飼養衛生管理上の基本的備えとして、以下の取組を実践する。

家畜伝染病の発生状況等の情報収集及び飼養衛生管理基準の遵守に努め、定期的に管

理獣医師等の指導を受ける必要がある。また、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するために家保が行う農場の立入検査を受けるとともに、指導事項については指定された期間内に改善する。

さらに、大規模農場では外国人を含めた従業員の雇用が増加していることから家畜の飼養を行う全ての者が飼養衛生管理基準を遵守できるよう飼養衛生管理者を通じて教育、訓練を行う必要がある。

イ 県

県は、家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と協力して、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた事前対応型の防疫体制の整備を進めているが、現状は、関係者の家畜伝染病の侵入防止及びまん延防止対策に関する知識の普及や防疫対策に関する理解が十分とは言えない。

このため、家畜の所有者及び飼養衛生管理者（以下「家畜の所有者等」という。）に対して指導を行う家保は、地域県民局農林水産部畜産担当と連携し、家畜の所有者等と直接生産出荷において関与している地域の生産団体や農協に対して正しい衛生知識の普及、情報の提供に取り組み、地域の関係者全体が家畜伝染病の発生及びまん延防止に協同して取り組むことが重要である。

また、飼養衛生管理基準の内容の普及を図るとともに、家畜飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を把握し、遵守が不十分であると認められる場合は、指導等を実施する。このため家保は、平常時から家畜の所有者等との連絡体制を確保するとともに、農場の飼養形態、飼養規模、利用する飼料、外国人従業員及び研修生の受入れ状況について把握し、万が一の家畜伝染病の発生に備えた防疫計画を作成する必要がある。また、計画が実効性のあるものとなるよう、動員計画、物品の調達計画を作成する必要がある。

ウ 市町村及び畜産団体等

市町村及び畜産関係団体等は、平常時から家畜の所有者等との関係構築に努め、最新の家畜衛生に関する情報の共有及び家畜の飼養農場に関する情報の収集を行う体制を整備することが重要である。

エ 管理獣医師等

農場の管理獣医師等及び指導員（以下、管理獣医師等）は、飼養衛生管理基準の遵守指導の手引き等を活用して、定期的な指導により、防疫対策の強化に取り組むとともに、日頃から家畜の伝染性疾病に関する十分な知識を修得し、疾病の早期発見に努めることが重要である。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

(1) 飼養衛生管理基準の遵守

飼養衛生管理基準は、全ての家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において守るべき基準であり、家畜の所有者は、自らその徹底に努める必要がある。

県は、家畜の所有者が自ら対策を講ずるために必要な指導を受け、情報を得ることができるよう、家畜防疫員を確保し、市町村、関連事業者、生産者団体、獣医師等の地域の関係者が連携して家畜の飼養管理及び安全な畜産物の生産について総合的に指導する。

(2) 生産性を阻害する疾病の低減

家保は、家畜の所有者に対し、呼吸器病や下痢症、乳房炎等、出生率や増体率の低下、乳質や乳量の減少等の生産性を長期的に阻害する疾病に関し、知識や理解の向上に努める。また、農場の管理獣医師等と連携して対策を指導し、飼養衛生管理基準の遵守徹底を推進する。また、呼吸器症状や下痢等の異常を呈する家畜を発見した場合は、自ら獣医師や家保に速やかに通報し、対策について助言を求めるほか、早期に原因を究明し適切な対応を行うよう指導する。

(3) 動物用医薬品の適正使用

抗菌剤の不適切な使用によって発生・増加する薬剤耐性菌は、畜産分野において、家畜の治療を困難とするほか、食品を介して人へと伝播し、人の感染症の治療も困難とするおそれがあり、近年、国際的に、更なる対策の強化が求められている。このような情勢を認識し、県は、動物用医薬品販売業者、獣医師、家畜の所有者等の抗菌剤の慎重使用に関する認識の向上を図り、抗菌剤を含む動物用医薬品の適正な流通・使用を図られるよう監視及び指導を徹底する。

また、家畜の所有者等に対し、獣医師が発行した指示書の指示に従い、要指示医薬品を使用するよう家畜の所有者等への指導を徹底する。

(4) 野生動物への対策強化等に関する考え方及び対応方針

県は、市町村及び猟友会等の関係団体と協力し、野生動物における特定家畜伝染病の清浄性又は浸潤状況を確認するための検査を推進する。

家畜の所有者等に対しては、野生動物が隠れる場所をなくすよう、衛生管理区域周囲の除草その他の必要な措置を講ずるとともに、衛生管理区域並びに畜舎及び飼料倉庫、堆肥舎等の関連施設に野生動物が侵入しないよう、防護柵、防鳥ネットの設置等、家畜の飼養農場が置かれた状況を踏まえた効果的な対策を講ずるよう指導する。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

家畜の所有者は、家畜の飼養衛生管理状況について少なくとも年1回以上自己点検を行い、その結果を県に報告する。家畜防疫員は、原則として農場立入により点検事項を確認し、不備な場合は、指導または助言を行う。県は、県内全体の飼養管理レベルの向上を目標に、地域を区分して畜種ごとの重要指導事項及び毎年度ごとの優先指導事項を定め、重点的に指導する。

(1) 自己点検結果に基づく方法等についての指導方針

家保は、飼養衛生管理者が行った自己点検結果を確認し、家畜の所有者等に対し管理獣医師等の定期的な指導等を受けるとともに計画期間に少なくとも1回は家保の立入り等に

よる確認及び指導を受けるよう指導する。

(2) 優先事項等の設定

県は、国が飼養衛生管理指導等指針において家畜の種類ごと設定した「重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項」について、計画期間中に県内の全農場における必要な指導等が完了するよう、毎年度、優先的に指導等を実施すべき家畜の種類、地域及び重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項並びにその理由（以下「優先事項等」という。）を定め、地域の関係者と連携した防疫活動の実施等に資するため、別途公表する。また、指導計画の策定及び見直しに当たっては、指導計画の実施に係る年度ごとのスケジュール（以下「年間指導スケジュール」という。）を3年分作成し、以降、毎年度、必要に応じて見直しを行う。

(3) 立入検査による飼養衛生管理に係る指導等の実施

家保は、飼養衛生管理者が行った飼養衛生管理状況に関する自己点検結果を確認し、重点的に指導すべき事項について不遵守である場合には、当該農場に立入り実際の状況を確認の上、改善項目及び方法を指導する。しかし、立入を拒否した場合、改善指導に管理者等が協力的でない場合など、衛生管理の改善のために必要と考えられる場合は、家畜保健衛生所は、当該事例について畜産課に報告し、畜産課は、法第12条の5及び第12条の6の指導及び助言並びに勧告等を実施する。

飼養衛生管理状況は立入りにより確認するものとするが、従前の遵守状況、指導等の経過を考慮し、必ずしも家畜防疫員による指導等を要しない場合は、電話、写真、動画等又は農林水産部職員、市町村職員、関連事業者、生産者団体及び民間獣医師等の情報により農場の飼養衛生管理状況を確認できると判断された場合には、これらの内容を確認することで農場立入に代えることができる。ただし、計画期間中、全ての農場について少なくとも1回は、飼養衛生管理状況の確認を行う。

① 牛等を飼養する農場

飼養衛生管理者が行う自己点検の結果から、重点的に指導する項目が不遵守と判断される農場には、計画期間内に1回以上、立入を行う。大規模飼養農場においては、立入時に遵守されていない項目や改善確認を要する項目がある場合には翌年度も立入を行い、その他の指導等が不要と判断された農場は、計画期間に少なくとも1回、立入による確認を行うものとする。

② 豚等及び100羽以上の家きん等を飼養する農場

原則として年に1回以上の立入による遵守状況の確認を行うものとし、指導事項がある農場に対しては改善を確認するまで密接指導を行うものとする。特に、全ての家きんの所有者及び飼養衛生管理者に対して、毎年、高病原性鳥インフルエンザの発生シーズン前の9月頃から飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を開始し、シーズン中は不遵守がなくなるまで毎月繰り返して行うこと（一斉点検）を指導する。

③ 馬を飼養する農場

過去の遵守状況が良好であり、自己点検の結果で十分に確認できると判断される農場は、計画期間の3年間のうち1回以上立入を行うが、大規模飼養農場^{*}においては、前年度の確認時に不遵守項目や改善確認を要する項目がある場合には翌年度も立入を行い、

その他の指導等が不要と判断された農場は2年の期間を超えない頻度で立入による確認を行うものとする。

- (4) 市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等を活用する場合の情報共有等の考え方
- 県は、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等から農場の衛生管理に関する情報を共有するため、必要な知識・技術の習得・向上に関する研修等を実施する。また、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等は、農場の飼養管理に関する情報収集の際には、自己点検の方法等について、国又は県が作成するパンフレット等を活用し、必要な案内、進言等を行う。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

I 実施方針

県は、家畜伝染病予防法第5条に基づき、監視伝染病の発生状況及び動向を把握するため国が示す方針に基づき全国的サーベイランスを実施する。

また、県内の監視伝染病の発生状況及び家畜の飼養状況等を考慮し、家畜衛生の推進・指導のため、動向を把握すべき監視伝染病がある場合には、地域的サーベイランスを実施する。

監視伝染病のサーベイランスについては、翌年度の実施に関する計画（実施時期、地域、検査対象、検査方法、検査規模等、地域的サーベイランスでは対象とする監視伝染病）を予め国と協議し決定する。

全国的サーベイランス及び地域的サーベイランスの実施に当たっては、毎年度末に翌年度に実施する内容（対象の監視伝染病、実施の目的、実施する区域、対象となる家畜等、実施の期日、検査方法）を県報掲載により公表する。

サーベイランスや病性鑑定、と畜検査等で得られた結果については、家畜衛生情報の発行や研修会等により地域での問題となっている疾病の情報共有に努める。

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する 目安の地域時期等	実施の方法
牛、水牛、 鹿、めん羊 及び山羊	(1)家畜の所有者の責務の徹底 (2)飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等 への周知徹底 (3)衛生管理区域の適切な設定 (4)記録の作成及び保管 (5)衛生管理区域の出入口における車両の消毒 (6)特定症状が確認された場合の早期通報 (7)埋却等に備えた措置	県内 令和3 全域 ～ 5 年度	・定期検査等の農場 巡回時に指導、情報 誌等による周知 ・市町村、関係者と 協力しマニュアルを 作成指導（ただし小 規模農場は可能な限 り実施するものとす る。）
豚及びいの しし	(1)家畜の所有者の責務の徹底 (2)飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等 への周知徹底 (3)衛生管理区域の適切な設定 (4)記録の作成及び保管 (5)処理済みの飼料の利用 (6)衛生管理区域への野生動物の侵入防止 (7)畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手 指の洗浄及び消毒 (8)畜舎外での病原体による汚染防止 (9)野生動物の侵入防止のためのネット等の設 置、点検及び修繕 (10)衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 (11)特定症状が確認された場合の早期通報 (12)埋却等に備えた措置	県内 令和3 全域 ～ 5 年度	・農場の巡回指導に より管理基準の遵守 状況を確認し、改善 を確認するまで指導
鶏、あひ る、うず ら、きじ、 だちょう、 ほろほろ鳥 及び七面鳥	(1)家きんの所有者の責務の徹底 (2)飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等 への周知徹底 (3)衛生管理区域の適切な設定 (4)記録の作成及び保管 (5)衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに 使用 (6)野生動物の侵入防止のためのネット等の設 置、点検及び修繕 (7)衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	県内 令和3 全域 ～ 5 年度	・農場の巡回指導に より管理基準の遵守 状況を確認し、改善 を確認するまで指導 （ただし愛玩用など 少羽数飼養者を除 く。）

	(8) 特定症状が確認された場合の早期通報 (9) 埋却等に備えた措置			
馬	(1) 家畜の所有者の責務の徹底 (2) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 (3) 衛生管理区域の適切な設定 (4) 記録の作成及び保管 (5) 器具の定期的な清掃又は消毒等	県内 全域	令和3 ～5 年度	・定期検査等の農場 巡回時に指導、情報誌等による周知

各畜種の(2)について、マニュアルは図示や多言語化によって全従業員が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する講習会の開催頻度や入退場及び手順に沿った更衣・消毒の記録の方法について規定する。

牛等の(7)、豚等の(11)、家きんの(9)について、埋却等に備えた埋却地を確保するよう指導する。確保が困難な場合においては、県が土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設、機械の利用に係る措置(機械の設置場所、資材及び作業者の確保など)を講ずるにあたって家畜の所有者に求める取組を示し、実施するよう指導する。

豚の(8)について、畜舎間で家畜を移動させる場合、病原体の侵入を防止するため、通路、洗浄消毒済みのケージ、リフト等を使用するよう指導する。

2 各年度の優先事項等

優先事項等の設定にあたって、家保は、毎年、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について、国が別途示す様式を使用して確認し、それに対する指導状況等について、畜種ごとにとりまとめ畜産課に報告する。畜産課は、年1回以上、各地域の飼養衛生管理等に係る課題を家保から聴取し、次年度以降の優先指導事項を定めまたは見直しを行い、家保及び関係者へ通知するとともにホームページにおいて公表する。(参考1)

II I以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

下記の事項に留意し、関係者と連携して、周知、指導等を行う。

- (1) 飼養衛生管理基準が定められた家畜の種類ごとの主要な伝染性疾病に関して、その病原体の伝播経路(感染方式)及び有効な消毒薬並びに感染した家畜の病態等について、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と連携して周知を図る。
- (2) 家畜の伝染性疾病の発生等により、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合には、その家畜の関係機関に周知するとともに家畜の所有者等に対し、必要となった措置を講ずるよう指導を行う。
- (3) 家畜の所有者等は、電子メールアドレスの取得並びにインターネットの接続環境及び閲覧機器の確保を行い、国及び都道府県から発信される家畜防疫に関する情報を適時把握できる環境を整備する。なお、環境が整備されるまでの間は、FAX等による代用も可とする。また、日本語以外を母国語とする者が従事している場合は、当該言語の資料作成、図示等により円滑な情報共有に努める。

- (4) 家畜の所有者等は、野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているものとして農林水産大臣が指定する地域において講ずることが必要となる追加措置について、平常時から、各農場で取るべき対応を想定し、訓練する。
- (5) 家畜の所有者は、家畜（家きん）の死体の埋却地の確保を進める。県は、利用可能な土地に関する情報等の提供、市町村及び生産者団体と連携した利用可能な公有地の決定、焼却施設のリストアップ及び発生時の利用の調整を行う。事前に想定していた埋却地等の使用ができなかった場合に備え、埋却する家畜の所有者を特定しない埋却地を県有地、市町村有地等で一定程度確保し、補完できる体制の整備を構築する必要がある。また、埋却地の確保にあたっては周辺住民の理解情勢を測ることが重要である。家保は、家畜の所有者が確保する埋却地の適地性について、必要に応じて埋却作業担当者と現地調査を行い、防疫計画を作成する。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

- (1) 県は、各地域で家畜の所有者、市町村、畜産関係団体、獣医師等を構成員とした自衛防疫団体を設置し、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの策定、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業に関する情報の共有、防疫資材の共同購入・備蓄、一斉消毒の共同実施等の自主的措置に取り組むよう指導、助言する。
- (2) 地域の協議会が開催する家畜の所有者や畜産関係者を参集した研修会等においては、県畜産課及び家保は、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見及び疫学情報等のほか、飼養衛生管理基準の遵守において、地域の特性を踏まえた技術的助言等を行うこととする。
- (3) 県畜産課及び家保、市町村は、各地域の生産者団体、獣医師会、共済団体、猟友会、関連事業者等が相互に連携して、以下の取組を推進する。
- ① 平常時における家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や講習会の開催、県等が実施する防疫演習への協力、飼養衛生管理マニュアルの作成、自己点検等に関する技術的な助言等
 - ② 家畜伝染病の発生時、又は、野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時の飼養衛生管理の状況の確認や野生動物における浸潤状況調査等への協力、緊急の支援策の運営など、地域における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に主体的に取り組むことを促すため、各地域の関連団体が組織する協議会等の設置を促進する。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 都道府県の体制整備

1 家畜防疫員の確保

法第 53 条第 4 項において、県知事は、法に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めることとされているが本県では、家保の職員が減少しており、家畜防疫に関する事項、農場の飼養衛生管理指導に十分に取り組める状況ではない。家畜防疫員を安定的に確保する必要があることから、公衆衛生分野の獣医師職員を家保と交流させ、家畜防疫員に任命し、一定人数の家畜防疫員を確保する。

また公衆衛生部局も含めた県職員獣医師の確保について、10 年毎の目標を定めた「獣医師確保プラン」を策定し確保に向けた取組を推進する。

さらに農林水産部獣医師職員を確保するため、国の事業を活用した県内高校生対象の獣医系大学修学資金給付制度を継続し、特に地域に根差した獣医師職員の確保を目指すほか、全国の獣医系大学の就職説明会や交流会、地元の北里大学での出張講義、学生実習やインターンシップの受け入れを通じて公務員獣医師の業務内容を紹介することで県獣医師職員についての情報発信をする。

法第 6 条及び第 31 条に基づく検査又は注射を行うため民間獣医師を家畜防疫員として任命する場合には、知識・技術の平準化を図るため、希望する獣医師に対して必要な研修を行う。

2 家畜防疫員の育成

獣医師職員に対しては、国が開催する家畜衛生講習会等に積極的に参加させ家畜防疫員としての基礎知識の習得を促す。更に監視伝染病の診断技術の向上と家畜防疫に対する知識を深めるため、毎年、病性鑑定特殊講習会の受講による病性鑑定担当の育成と海外悪性伝染病特殊講習会の受講による特定家畜伝染病の発生時の対応能力向上に取り組むこととする。

病性鑑定課は、県内の疾病発生状況等から必要な検査技術等について病性鑑定研修会を毎年開催し、家畜保健衛生所の疾病診断技術の高位平準化に努める。

II 飼養衛生管理者の選任、研修等

1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

(1) 家畜保健衛生所は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を飼養衛生管理者として選任するよう指導等を行う。なお、家畜の所有者自身が、直接の管理が可能な衛生管理区域については、飼養衛生管理者になることも可とする。また、飼養衛生管理者には、家畜の飼養に係る衛生管理を適正に行わせることができる者で衛生管理区域を所管する家保の指導を受け、常時、家保及び農場管理者と連絡をとり指導事項を実施させることができる者を選任するよう指導する。

(2) 家保は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとにそれぞれ別の飼養衛生管理者を選任するよう指導等を行う。ただし、衛生管理区域が隣接している場合や、その経営形態の性質から、複数の衛生管理区域を一人で管理したとしても、飼養衛生管理基準や適切な防疫手法の共有をはじめとした業務の実施に支障がない場合には、この限りでないものとする。

企業等が複数の農場に家畜を預託し、当該預託農場の飼養管理を主体的に管理指導する

者を企業が選任している場合には、常時、家保及び農場管理者と連絡をとり指導事項を実施させることができることを確認した上で飼養衛生管理者に選任できるものとする。

(3) 家保は、衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況を、毎年の定期報告により把握し、次の事項について指導する。

- ① 定期報告により飼養衛生管理者を選任していない衛生管理区域を確認した場合には、期限を定めるなど、速やかに選任するよう指導を徹底する。
- ② また、定期報告により報告された飼養衛生管理者の住所が衛生管理区域から著しく遠方にある場合や、多数の衛生管理区域を通じて一人の飼養衛生管理者を選任している場合等、衛生管理区域において飼養衛生管理が適正に行われているかを確認及び指導することが事実上困難と考えられる場合には、県は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者の選任状況を見直すよう指導等を行う。
- ③ 定期報告により届け出た飼養衛生管理者について、届け出た事項に変更が生じた際には、家畜の所有者は、電話、ファクシミリ、電子メール等の方法により、遅滞なく家保に届け出るよう指導する。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

県は、飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、原則として、毎年1回以上、以下の事項に関する研修の機会を提供するとともに、家畜の所有者等に対し、飼養衛生管理者を当該研修に参加させるよう指導等を行う。

さらに、家畜の所有者自身が当該研修に参加することも併せて推奨する。また、研修会の開催のほか、家保は、国内外及び地域の家畜伝染病の発生状況、シーズンにより飼養管理の上で注意を要する事項等について、家畜衛生情報の発行を行い飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図る。

家保は、地域の畜産関係団体が開催する研修会等の機会を活用し、飼養衛生管理、伝染病発生予防及びまん延防止について地域の特性等を踏まえて特に留意すべき点等を含めた内容について情報を提供し、地域関係者と共有する。

- (1) 海外及び国内（特に当該都道府県）における家畜の伝染性疾病の発生の状況・動向
- (2) 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- (3) 県の指導計画の内容
- (4) その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

(1) 家保は、年間を通して飼養管理に必要な情報について家畜衛生情報を発行し、対象となる第三章のⅡの(3)の飼養衛生管理者の連絡先に、以下の①及び②についての情報を必要に応じて直接提供する。また、疾病の発生状況に応じて緊急的に必要な飼養管理上の措置については、その都度、最も早く発信できる手段で情報提供する。この場合、当面の間は、ファクシミリまたは電子メールによる一斉送信、電話及び郵送を併用して行うこととし、今後、情報提供の方法として電子メールによる一斉送信が可能となるよう家畜の所有者、飼養管理者及び農場管理者に働きかけるものとする。

- ① 平常時には、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見に関する事項、家畜の所有者等に対する研修に関する事項、国又は県による飼養衛生管理に係る調査、注意喚起、指導に関する事項、家畜の伝染性疾病の発生状況の調査に関する事項等
 - ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時には、当該疾病の発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、国又は県による緊急の飼養衛生管理に係る調査、注意喚起または指導に関する事項等
- (2) 言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人従業員向けの情報提供については、雇用者に対して、当該従業員への周知を依頼するとともに、外国語による資料の作成・提供等を行うよう努める。また、技能実習生の受入団体等に対し、研修の実施、当該団体を通じた情報提供等を働きかける。

Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

(1) 年間指導スケジュール

ア 県畜産課は、年間指導スケジュールを作成し、法第 12 条の 3 の 4 第 5 項に基づく指導計画に添付して国に報告する。国から当該指導計画の策定、変更等に係る助言があった場合は、可能な限りその助言を当該指導計画に反映させる。

イ 家保は、前年度の指導計画の実施状況及びその年の家畜の飼養衛生管理の状況を毎年 7 月 10 日までに県畜産課に報告する。県畜産課は、家保からの報告を取りまとめ、家畜防疫員の確保状況とともに国が別途示す様式により、7 月 31 日までに国へ報告する。

(2) 県畜産課は、法第 12 条の 5 の規定による指導及び助言、法第 12 条の 6 第 1 項の規定による勧告並びに同条第 2 項の規定による命令の実施状況を、(1) イの様式により、4 半期ごとに国へ報告する。また、法第 12 条の 6 第 3 項及び第 34 条の 2 第 3 項の命令違反者を公表する場合は、(1) イの様式により、速やかに国へ報告する。

(3) 国から飼養衛生管理基準の遵守に係る指導等の取組について、優良事例又は問題事例等の照会があった場合には、随時、家畜保健衛生所に照会し、当該事例の概要を国に報告する。

(4) 国から法第 34 条の 3 に基づき、家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時に適正な措置の実施を確認するため、当該家畜の飼養農場の定期報告に係る資料の提出を求められた場合には、県畜産課は、速やかに管轄する家保に定期報告等の提出を求め、国に資料を提出する。

(5) 家保は、国の指導等指針及び県の指導等計画における飼養衛生管理基準のうち重点的に指導を実施する項目及び優先的に指導を行う項目について、年間指導スケジュールに沿って飼養管理者を指導する。立入による指導の際に、改善すべき項目が認められた場合には、指導の手引きの内容を踏まえた対応策を指導し、飼養衛生管理者に対し改善を求める。

(6) 県が行う助言・指導、勧告及び命令に係る手続等

家畜の所有者における基準の遵守を徹底し、家畜の伝染性疾病の発生予防対策の強化を図るため、(5) の指導において改善が認められない場合には、「青森県家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準に関する事務取扱要領（平成 21 年 10 月 6 日）」に基づき、助言・指導、勧告及び命令に係る手続等を行う。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

- (1) 家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のためには、家畜の所有者、国、県、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等が、それぞれの役割を自覚し、協議会等、関係者が常に情報共有や意思疎通を可能とする仕組みを構築し、相互に連携することが重要である。
- (2) このため、県は、関係都道府県及び国が、農政局等の地域ブロックごとに組織するブロック協議会において、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、相互に連携して対応する。
- (3) また、県内における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の措置等を円滑かつ適切に実施するため、県は、県関係団体等と連携し、県協議会を設置する。県協議会においては、(2)のブロック協議会における取組に即して、以下の事項等について、相互に連携して対応し、情報共有するとともに家畜の所有者及び衛生管理者に対する多方面からの指導體制を構築する。各地域においては、既存する地域家畜衛生推進協議会が生産者、畜産関係団体及び市町村と連携して、飼養衛生管理の向上に取り組むこととし、IIの(3)により地域の生産者団体等が協議会等を組織した場合には、これらの協議会等とも相互に連携するものとする。
 - ア 平常時には、飼養衛生管理基準の制度内容、飼養衛生管理の現況、国又は都道府県による飼養衛生管理の向上のための指導事項等の情報共有、家畜の所有者等向けの研修会及び説明会の開催、家畜伝染病発生時の人員及び資材等の融通、埋却地の確保等の連携強化に関する協議、野生動物への感染防止対策に関する協議等
 - イ 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時には、人員及び資材の融通、周辺農場における発生状況及び衛生管理の状況並びに野生動物における浸潤状況調査等の防疫措置の実施に係る相互連携、移動又は移出の制限、ワクチン接種時の生体等の広域移動、埋却地の確保等まん延防止対策に係る協議、その他疫学情報の共有、経営再開支援策に関する情報共有、その他疫学情報の共有、経営再開支援策に関する情報共有

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
東北家畜衛生協議会	東北6県	既設	持ち回り	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜衛生の情報共有 ・防疫措置の連携
青森岩手秋田県境防疫会議	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県畜産課、県北家保、中央家保 ・秋田県畜産振興課、北部家保 ・青森県畜産課、青森家保、八戸家保、十和田家保、つがる家保 	既設	持ち回り (R3年岩手県北部家保)	<ul style="list-style-type: none"> ・県境を越えた防疫対応に関する事項 ・疾病発生状況等の情報共有

地域家畜衛生推進協議会	畜産協会、家保、市町村、農協等、生産者、関係団体	既設	各地域家畜衛生推進協議会(家保)	・自衛防疫事業の強化、推進 ・畜産経営の安定的発展、良質な畜産物生産
-------------	--------------------------	----	------------------	---------------------------------------

II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

- (1) アフリカ豚熱、口蹄疫、牛疫及び鳥インフルエンザ等の特定伝染性疾病が家畜で発生し、又は野生動物において確認された場合には、防疫指針に基づき豚熱に加え、アフリカ豚熱、口蹄疫、牛疫及び鳥インフルエンザ等について適切にサーベイランスを実施するため、県畜産課は、家保に対し、当該対象家畜の飼養状況に応じて検査すべき頭羽数について報告を求め、病性鑑定課と調整し検査実施を指示する。また、家保は、当該疾病の発生・確認に伴い設定される制限区域内を中心とした周辺の家畜の飼養農場に対し、飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。
- (2) 緊急点検にあたっては、近隣で疾病が発生していること及び既に病原体が農場内に侵入している可能性があることを踏まえ、飼養衛生管理基準のうち、特に「II 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを重点的に確認し、実施が不十分と考えられた場合には即時改善の指導を行う。指導に真摯に従わない場合には、県畜産課に報告し、法第34条の2に基づき緊急の勧告又は命令を行う。
- (3) また、家保は、周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合の早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、休日及び夜間の家保への連絡方法、通報が必要となる症状等について飼養衛生管理者に周知する。

III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

法で指定された家畜を飼養している者は、飼養衛生管理基準を遵守する義務があることから、観光牧場、動物園、動物飼育学校及び愛玩動物飼育者についても、その定期的・計画的な指導等のため、本指針及び指導計画の対象とする。

家保は、定期報告とその添付資料により、観光牧場、動物園、動物飼育学校及び愛玩動物飼育者の飼養状況を把握するように努め、それぞれの飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設置、重点的に消毒を強化するポイント等の飼養衛生管理上の留意点について個別に指導する。

また、動物園等に対して指導等を行う場合には、健康福祉部局、動物愛護センター及び教育委員会等と情報を共有し、連携して指導する。